

平成 23 年

新 城 市 教 育 委 員 会

3 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成23年3月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 3月24日(木) 午後2時35分から午後5時20分まで

2 場 所 新城市市民体育館 第2会議室

3 出席委員

川口保子委員長 菅沼昌人委員長職務代理者 馬場順一委員
篠津順子委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

今泉敏彦教育部長
夏目道弘教育総務課長
小西祥二学校教育課長
小石清人生涯学習課長
村田道博文化課長
鈴木富士男スポーツ課長

5 書 記

小澤正伸教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教 育 長 報 告

日程第3 議案の審議

第3号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について

第4号議案 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

第5号議案 新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

第6号議案 新城市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

第7号議案 新城市公民館分館長の任命について

第8号議案 新城市小中学校備品取扱要綱の一部改正について

日程第4 協議・報告事項

(1) 3月定例市議会の概要について

(2) その他

日程第5 その他

委員長

平成23年3月の新城市定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

日程第1 前回会議録の承認

委員長

日程第1、前回の定例会議と3月の臨時会の会議録の承認でございますが、すでに目を通していただいています。ご異議がなければご承認・ご署名をお願いしたいと思います。「異議なし」の声 異議なしと認めますので2月の定例会と3月の臨時会のご署名をお願いします。

(会議録署名)

日程第2 教育長報告

委員長

それでは、日程第2教育長報告についてお願いします。

教育長

東日本大震災は、東北・関東に2万数千人に及ぶ死者行方不明者、家屋破壊、福島第一原発の爆発事故・放射能汚染など、甚大な被害を引き起こしました。そして、計画停電、円急騰・株暴落、ガソリン・乾電池・紙おむつ等の品切れなどなど、日本経済と国民生活に計り知れない影響を及ぼしています。余震の続く中、寒さのなかで不便な生活を強いられている被災者の方々に心からお見舞い申し上げ、一日も早い復興を祈念するとともに、募金や節電のほかに自分にできることは何かないのかと考える毎日です。

この3月11日の巨大地震は、日本史に刻まれる辛い日となるでしょうし、日本国民の一人として、価値観をはじめ人間の歴史と生き方を見つめ直す必要のある事柄かと思えます。そうしたことから、今年の小学校卒業式の教育委員会告辞も、この地震に関わることから始まっています。冒頭部分を記憶に銘記する意味あいで再掲したいと思います。

「ちょうど一週間前の午後のことでした。新城市全体が大きくゆっくりと揺れました。これが未曾有の大災害の予兆でした。東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9という巨大地震で、想像を絶する大津波を引き起こし、人々の普通の生活を根こそぎ奪ってしまいました。人知の及ばない自然の威力を思い知らされました。凍える避難所で過ごしている子供たち

のことを思うと胸が痛みます。今はただ被災された幾十万人の皆様方を心からお見舞い申し上げるばかりです。自然は時に優しく美しく、また時に恐ろしく怖いものです。今、新城の自然は、皆さんを讃えるように春の装いとなり、本日、卒業の朝を迎えました。(中略) 世界には学校に行きたくても行けない、教科書もない、食べ物もないという子供たちがたくさんいます。巨大地震で被災した子供たちは、一瞬にしてすべてを失ってしまいました。愛する人とともに暮らせ、学ぶ場所があり、本も読める私たちは恵まれています。これまで当たり前だと思っていたことも、一つ一つとても大切なことであり、幸せなことであることを改めて噛みしめてみたいと思います。(以下略)」

苦難の時が続きます。新城市では、18日に「新城市被災地域支援対策本部」を設置し、今後の被災地への支援と被災地からの受入支援を図っていくことになりました。市内小中学校においても、児童会や生徒会を中心に募金活動など支援のあり方を考えて進めているようです。また、新城市の支援募金も23日現在で707万円とのこと。世界各国各地域からも、続々と温かい支援の手がさしのべられてきています。有難い限りです。一方、今回の地震災害に伴い、13日(日)の「新城トレイルレース」「新城市消防団観閲式」は中止となり、「さくら祭り」などのイベントについても、自粛・縮小が相次いでいます。

さて3月の新城教育ですが、8日に中学校卒業式、17日に幼稚園卒園式、18日に小学校卒業式を行いました。それぞれの学校園の特色が現れた、厳粛な雰囲気なかで心のこもった感動的な卒業証書授与式が執り行われました。

また、4日には、八名中学校60周年記念式典があり、新装なった屋内運動場のステージ緞帳が同窓会より寄贈されました。

10日、11日には、市内全教員を対象に、小学校の新学習指導要領に基づく教育課程の説明会を文化会館小ホールで行い、新城市で使用する採択教科書に基づいて研修を行いました。本年までの2年間にわたる移行措置の実践や教材教具の準備により、4月よりの小学校の授業は適切に進められるものと思います。

14日に臨時教育委員会議を行い、新城市平成22年度末教職員定期人事異動案について審議していただきました。17日に26小中学校長に内示書を示し、その日のうちに全教職員に内示を行い、30日に新聞発表される予定です。

今回の人事では、小学校と中学校の学校種間の異動を進めるとともに、校長職の市外交流も広げました。特筆すべきものとしては、サンチャゴ日

本人学校から校長が復帰します。退職者は校長3名教頭1名を含め8名、異動者は91名で全教職員の24パーセントの規模です。新規採用教職員は、教諭6、養護教諭2、栄養教諭1、事務職員2の11名です。

以上の結果、平成23年度の教職員数は377名で、これに、臨任・非常勤の延べ45名が加わり、総勢422名です。

一方、新城市議会3月定例会が、2月24日から3月18日にかけて開催されました。本会議第一日では、市長の「予算大綱説明」と同時に、教育長から「教育方針説明」を行いました。

2月の教育長報告でもふれましたが、新市発足後5年間の「新城の三宝」を礎とした教育活動の積み上げを基に、「学校・家庭・地域との共育（ともいく）の拡大！」を教育方針として説明しました。「共に」は現代社会のキーワードの一つで、ネット社会では「共有」は当たり前になっていますし、地域社会においては、「子供は地域の子」といった考え方をはじめ、「共に暮らし、共に学び、共に育つ」そんな仕組みを、学校に地域に再構築していくことが、新城教育の大きな課題ととらえています。

代表質問では、鈴木司郎議員から「新城の三宝、三多活動の学校・家庭・地域への浸透の状況」「新学習指導要領移行にともなう子供と教師の負担」「小学校再配置の動向と、学校耐震補強工事の未着手校の方向づけ」について。滝川健司議員から「地域総ぐるみで教育に取り組める環境」「ホームページ以外の地域との情報の共有手法」「市の考える学校再配置の形」について質問がありました。

一般質問では、前崎みち子議員から「地域総ぐるみ教育の環境づくりの行動計画」について。鈴木達雄議員から「共育におけるふるさと先生」「薬物乱用防止教室への取り組み」について。この他、「山吉田地区の新設統合小学校がモデルケースとの意味は」「情報センターの使わないパソコンを市の図書館に配置したらどうか」といった質問がありました。後ほど教育部長からくわしく説明します。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第27条に基づき、平成22年度の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書」を、11日の新城市議会に報告しました。

学識経験者の外部評価としては、22年度教育方針に基づく「全般」「学校教育」「社会教育」について評価をいただいています。このうち、新城教育「全般」に関しては、次のようです。

「市町村合併から5年が経過し教育委員会の基本体制が整備され、確実な諸活動が具体化、進展している状況にあり、今後の充実・発展に期待する。平成22年度の新城教育の推進にあたり、品格ある生きる底力を培う

という理念に基づき、新城の三宝を基軸とし、三計、三学、三多という新しい理念、特に、三多活動の取組みは新鮮であり、高く評価する」との評価でした。

この他、主なものとして、6日に「New Artists Fes」を、音楽演奏は文化会館小ホールで、絵画などは展示室で発表を行いました。23日には文部科学大臣賞を受賞した新城東高校演劇部の公演会を、26日には作手高校が4月から新城東高校作手校舎になることから「作手高校感謝の会」がとり行われます。そして、31日には、アメリカ合衆国バージニア州のロアノークと新城市との小学生俳句交流の入賞者表彰式を行います。

委員長

ありがとうございました。それでは、何か質問ご意見ありましたらお願いします。

委員

最初に話のありました大震災の件ですが、2、3日前の朝日新聞の記事に、岩手県の釜石市で行方不明者が1,100人を超えたけれども、約3,000人いる小中学生はほとんどが無事に避難した。防災の方針が徹底していて、その日に欠席していた子の中から犠牲者がでたようですが、学校に居た子達からは、犠牲者が一人も出なかったという事です。これを見てとても感動しました。参考にしたいなあと思いました。

3,000人の小中学生はほとんどが無事に避難した、それは、学校での防災教育の結果だと思います。とっても参考にしたいと思いましたので感想として申し上げます。

委員長

ありがとうございました。

教育長

NHKで放映していたと思いますが、釜石市は防災教育が徹底していて、小学生も避難場所に避難していたのですが、あまりにも津波が大きいということで、その避難場所から敢えて後ろの山に逃げて助かったという状況があるようで、避難という部分の訓練が行き届いていて、間一髪、難を逃れられたということです。

他の地域で、避難場所でありながら被災してしまった例が多々あるなかで、不幸中のいい結果が出たと思います。

委員

明日は我が身と成りかねない地域ですので、是非、参考にしたいなあと思いました。

委員長

他に何かありませんか。

委員

昨日、不審者が出たという話を聞いたのですが、その辺の状況が分かったら説明をお願いします。

もう一点は、直接この委員会に関係が無いと思いますが、新城東高校が 31 名の定員割れという事を聞きました。高校は関係がないと言えば関係無いのですが、新城市の教育委員会として、中学校との関係でその原因を検討していますか。31 名の定員割れは大きいと思いますが。

学校教育課長

不審者については、ここ 3 日続いています。

1 件は高校生が、声を掛けられました。

昨日は、小学生が、車に乗っている人から声を掛けられて、そのまま行ってしまったので、これを不審者とするかどうか考えるところですが、大人が小学生に「ゲームを持っていたら遊ぼう」という中身で声を掛けていますので、やはり、不審者だという事で情報を流しました。

もう 1 件は、部活帰りの中学生が、同じように声を掛けられて、そのまま無視をして行ったのですが、自宅まで付いて来られました。何も無かったのですが、自宅近くまで来たという事に対する恐怖感という事で、この 3 件は、緊急の対応のネットワークで各学校、行政、他の市の教育委員会に情報を流しました。

同一人物ではなさそうですが、前のように直接接触されたとは違う事案がここ 3 日続いております。

2 点目の、高校につきましては、進学に関わった中学校の校長先生方の中に進路委員会がありますので、明日、委員長と直接の話をします。

新城東高校の校長先生との話の中で申しますと、新城東で 31 空いたわけですが、県全体で定員枠を決めてきたときには、新城東が 1 学級減って、東三河で 2 学級増えました。今回、31 も含めて、東三河で定員割れを起こしたのが 100 ちょっとですので、結局、東三河（豊橋の方向ですが）で増えた 2 学級分が、ちょうどその枠の分になってくるので、計算上の流れで言うと、通常ではこちらに来る子ども達が、向うで収まってしまった。という事があり得るのかという話は聞きました。

何れにしても、親御さんを含め子ども達が、進路を決めますのでそれを強制することはできませんので、その流れに沿います。

ただ、進路委員会の方でどのような話をしているか分かりませんが、お話している中では、今後も地元の学校ですので、子ども達が地元で学び、地元で育っていく事は大事にしたいと思いますので、高等学校と中学校の進路担当を含めて連絡を取りながら、子ども達の進路を決めて行きましょうという話は、分析をする前ですが、しております。

委員

大きいところ、豊橋を中心とした周辺は増やそう、新城・奥三河地方は、過疎地域だからどんどん減っていくという前提のもとで、学校の定員が決められていくような、感じが非常にします。

例えば、小坂井とか御津が増えなくてもいいなと思うときに、増えて、そうすると、当然、豊川・新城方面には来ないと思います。

だから、来年度の初めに、各地区の割り振りがあると思います。そういう場所で最初から意見を言わないと、決まってからではどうしようもないのではないかと思います。

例えば、新城・豊川・小坂井方面の親に新城に来るように中学校の先生に言ってくださいと言っても、中学校の先生もできません。最初からある程度新城地区が、今までの流れから言って「このくらいになりそうだ」と、今回もかなり予想はできたと思います。分かっているにもかかわらず、最初の割り振りに問題があったと思います。

そのときの学校の実績等によりますが、新城東高校が1クラスに近い定員割れを起こすのは、やはりどこに問題があるのかはっきりさせて、新城東高校の教育の低下がそのような状況を招いているのか、学校の割り振りの問題か、どこに原因があるのか究明しないと、このままの流れでいくと、生徒が集まらない学校になってしまいます。

この問題を、新城市の教育委員会でやっていいのかわかりませんが、責任を転嫁することなく、問題点を明らかにしていけないと思います。

教育長

県立高校といえども、新城市内の高校については、やはり新城市の子ども達の大半が関わる問題なので、新城教育の一環として、大きな課題として捉えています。

今回、新城東高校始まって以来、初めて、欠員が生じたわけですが、これは、中学生の数の絶対数の減少といったもの、それから私学への流れといったもの、それから、都市部からの受験者数が、今回、向こうの定数を増やしたことにより減ったということが、原因として考えられるのではないかと思います。

奥三河の唯一の普通科の進学校としての新城東高校の存在は大切ですので、今後、中学校の進路部会の校長先生方と「どうあるべきか」問題を分析してまとめ、新城市としての考え方を県教委に伝えていくことができればと思っています。今回で言いますと新城東高校が31名、新城高校が15名、田口高校が36名、これだけ欠員が生じているわけです。しかし、この広大な面積の中で、鳳来寺高校が廃校になった状況のなかで、やはり高校の存在はそれぞれの地域にとって一層大切であると思いますので、中学校との兼ね合いも踏まえて、どうあるべきかを分析しまとめていきたいと思っています。

委員

2次選抜で大量の欠員が出たという事ですが、新城東の場合、作手校舎も入れた数ですか。

学校教育課長

まだ別の学校です。

教育長

作手高校は、定員オーバーでした。

委員

この辺では、時習館が進学校のトップですが、校長先生達も、公立高校の存続のためいろいろやっています。この奥三河の生徒数は、先々絶対数が激減していくのが目に見えています。今年、初めての経験ですので、しっかり捉えて、いつもこの地域が定員割れになってはいけないので、例えば、中高一貫の機関を作って、専門に分析・検討するように取り組まないと、来年度も同じような結果になると思います。是非よろしくをお願いします。

委員長

この流れが続かないように、分析・検討をお願いしたいと思います。

日程第3 議案の審議

第3号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について

委員長

それでは、日程第3議案の審議に入ります。第3号議案、新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

教育総務課長

この改正につきましては、海老地区におきまして、行政区の再編、統合がおこなわれました。それにとまなないまして、各学校の通学区域を定めているこの規則を改正する必要が生じた事による一部改正をお願いするものです。

資料をご覧くださいますと、鳳来地区の行政区統合による行政区名の変更で海老地区が4月から統合されますのでこれにとまなう改正を行うものです。旧新城地区におきましては、行政区統合ではありませんが、新城小学校、千郷小学校、東郷西小学校に関連をする学区の境目にあたる場所ですが、そこをしっかりと線引きをするという事で、はっきりと規則に載せるという事です。作手地区におきましては、規則上の言い回しの変更で内容の変更はありません。

委員長

これに関連しまして、何か質問がありましたらよろしくをお願いします。

委員長

新城小学校の場合ですと、城北二丁目があって、今まで片山にお付き合いがあった方は「千郷小学校へ行ってください」と、今まで通りですか。

教育総務課長

今まで通りです。

委員長

それでは、ご質問がないようですので、第3号議案に賛成の方は、挙手をお願いい

たします。(全員挙手) ありがとうございました。全員挙手です。では、このように一部改正をお願いします。

日程第3 議案の審議

第4号議案 新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

第5号議案 新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

委員長

それでは、第4号議案、新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について説明をお願いします。

文化課長

第4号議案と第5号議案につきましては、関連がございますので、合わせて説明をさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

委員長

はい。第5号議案、新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正についても合せて説明をお願いします。

文化課長

3月の定例市議会におきまして、新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例と新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の一部改正を上程しました。その内容は、共通券の有効期限がこれまで「当日限り」であったものを、「発行の日から1年間有効」と改正の議決をいただきましたので、それに伴いまして規則改正をお願いするものであります。

第4号議案、新城市設楽原歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正につきましては、今まで「1人1回当日限り」となっていたものを「1人1回、発行の日から1年間有効」と観覧券の表記を変更するものです。この改正に伴いまして、旧観覧券では、「お帰りまでお持ちください。原則として観覧料は還付いたしません」としていたものを「払い戻しはいたしません。再発行はいたしません。本券をもって領収書に代えます。」というように変えて、今回、規則改正をお願いするものであります。

続きまして、第5号議案、新城市長篠城址史跡保存館の管理及び運営に関する規則の一部改正につきましても、今まで「1人1回当日限り」となっていたものを「1人1回、発行の日から1年間有効」と観覧券の表記を変更したいと思います。「ご注意」の表記も資料館と同じようにしたいと思います。

個人の入館券につきましては、今まで「¥」表示でしたが「円」に変えて規則改正をお願いするものであります。

委員長

何かご質問がありましたらお願いします・

委員

第5号議案の長篠城址史跡保存館の観覧券、設楽原歴史資料館の観覧券と同じものを使えば財政的には安く済むという事かもしれませんが、長篠城址史跡保存館の観覧券なので、上下逆が普通ではないかと違和感を受けるのですが。

文化課長

これは、両館とも同じ共通券を使用し発行したところで領収印を押します。一つの型で印刷ができますので、形式的には対応できます。

委員長

共通券はこのままですか。

文化課長

はい。

委員

歴史資料館が上に保存館下にして同じものが二つ並べてありますが、それぞれ一つにして、領収印を押す場所を作ったほうが良いのではないですか。

文化課長

両方、併記してあるのは、団体等で来た場合それぞれ領収印を押しますので、間違いのないように、どちらでも対応できるようにと言う事で併記しています。

委員長

ありがとうございました。どちらに入っても領収印が押してあれば分かるという事ですね。

それでは採決に入ります。第4号議案、第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。全員挙手です。ではこのように改正をお願いします。

日程第3 議案の審議

第6号議案 新城市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について

委員長

それでは、第6号議案、新城市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

生涯学習課長

平成23年度の新城市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育法第15条及び第30条の規定に基づき審議をお願いします。資料の名簿(案)をご覧いただきたいと思えます。平成22年度と異動がありますのが、作手地区の代表者でございます。これまで林孝夫委員さんをお願いしておりましたが、辞退したい

とのお話がありまして、林さんからの推薦もあり、作手地区の代表者として矢頭一起さんを推薦したいというものでございます。矢頭氏につきましては、作手村の職員を経て平成12年の4月1日から平成17年の合併までの間、作手村の教育長を務められていた方でございます。また、空欄となっている市校長会以降でございますが、今後それぞれの総会等で決定の後に上程をする予定ですのでよろしく申し上げます。

社会教育委員の活動関係でございますが、市の会議は年2回開催します。去年は、第1回目の会議を7月12日に開催し、社会教育に関します各課の事業に対してご意見をいただき事業内容の確認をしました。第2回目は、明日開催する予定をしています。

また、社会教育委員になりますと、愛知県の社会教育委員連絡協議会並びに東三河支部の会議に出席していただきます。県全体では、年間5回の会議・研修があります。東三河支部におきましては、研修会2回を含む6回の会議が有り出席していただきます。

委員長

何か質問がありましたらお願いします。

委員長

社会教育委員になる要件として、新城市に住所がある必要がありますか。

生涯学習課長

特にその規定はございません。

委員長

質問も無いようですので採決に入ります。第6号議案に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員挙手です。ではこのようにお願いします。

日程第3 議案の審議

第7号議案 新城市公民館分館長の任命について

委員長

それでは、第7号議案、新城市公民館分館長の任命について説明をお願いします。

生涯学習課長

社会教育法第28条の規定に基づきまして分館長の任命をお願いするものでございます。昨年度作手地区に5つの分館が立ち上がりましたが、平成23年度から長者平と巴の分館が一つの組織になりまして、市内全域で76の分館となります。

資料をご覧くださいますと、今現在、各分館で23年度の分館長が決まってないところは空欄になっておりますが、4月13日に市全体の分館長会議を開催しますので、それまでには各地区から報告をいただきますのでよろしく申し上げます。

委員

分館長として不適切な、適正に欠ける人が出てきた場合には、この会議で、その地区に考え直してもらおう権限はありますか。

生涯学習課長

もし、そういう事態があれば、教育委員会が任命しなければいけないので、そういう調整は必要になってきます。

委員

私が、山吉田で該当しているので質問しますが、教育委員をしていて、分館長に推薦されているのですが、教育委員の兼職禁止の項目には触れない気がしますが、委嘱する立場の人間が委嘱されるというのはどうでしょうか。分館長は報酬とか手当が出ますか。

生涯学習課長

出ます。

委員

人事とか運営について公正さ・中立性に影響が出ないとも言えないし、現に以前それはまずいという前例もありますので、その時々によってその方針が変わったり、相手の声の大ききさで方針が変わるのはまずいと思いますし、そういうケースの場合は、どうかという事をはっきりさせておかないといけないと思うのですがどうでしょうか。

教育総務課長

教育委員さんの兼職規定が地教行法の中にあります。今回の公民館の分館長と教育委員さんとの兼職ですが、「常勤の公民館長との兼職はできません」との行政実例があります。新城市の場合は、非常勤でございますので、この兼職規定には触れないという実例が出ています。報酬につきましても、ダブルカウントに成りはしないかという事も考えられるわけですが、非常勤の場合は制度的には触れないという事です。制度上は兼職規定に触れないので、新城市として取扱い運用をどのようにしていくか作ればそれに従うという事ですが、現段階では作ってありません。過去にあった事例でもどちらかと言うと、たまたま教育委員さんが分館長に推薦されたけれども、本人が辞退をされたというかたちで、兼職はしなかったと聞いています。

委員会として、「これはだめですよ」止めましょうというのは、何かそれなりの、両方の職を同時にやる事によって、例えば、教育委員さんの活動が阻害されてしまうという事が起きるならば、議論をしていただきまして、ルールを作るべきかと思います。

現状、弊害が出るのか出ないのか分かりませんし、分館長さんの活動も地域によって違いますので、画一的なルールを設けるのは難しくなります。現状ではケースバイケースで対応していくしかないと思います。

委員

それは、私が当てはまりまして、長者平のコミュニティの会長をしていたとき、分館長を兼ねてほしいと依頼があり、受けるにあたり、当時の教育委員会の職員に話を

聞くと、任命する人と任命される人が同じなのはまずいという事で、副会長の名前で届けを出しました。という事は、任命する側と任命される側が同一人物というのは、どのくらのお金が出るのか知りませんが、まずいのではないかと思います。

教育委員、当事者だけの問題ですので、教育委員で論議して決めなければいけないと思います。私は、任命する人と任命される人が同一人物というのはどう考えてもおかしいと思うので、そういうのは止めた方がいいというのが私の意見です。

委員

その時々、相手によって判断を変えるというのは、混乱の基になるので、きちっと守ったほうが良いと私は思います。あの時は良かった、今回はダメ。あの人にはよし、この人はダメというのは。

委員

教育委員の兼職の場合は、分館長はできない。としておいた方がいいと思います。

教育長

前例もありますし、法令・規則としては、非常勤という立場でいえば整合性はつきますが、教育委員としての立場として内規を持つと言う事で決めれば、教育委員の中での尺度となると思いますので、委員さん達の中で決めていただければと思います。

委員長

それでは、内規を持つという事でよろしいでしょうか。

委員長

空欄になっている地区は、後程、候補があがるということで、採決に入ります。第7号議案に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員挙手です。それではよろしくをお願いします。

日程第3 議案の審議

第8号議案 新城市小中学校備品取扱要綱の一部改正について

委員長

それでは、第8号議案、新城市小中学校備品取扱要綱の一部改正について説明をお願いします。

教育総務課長

従来、小中学校の備品管理につきましては、学校独自のシステムで管理をしてきました。今年度に、市の備品管理システムが立ち上がりまして、そのシステムの中に小中学校の備品管理のデータを入れて一緒に管理をするようになりました。

従来、学校独自でやっていた要綱を、市の備品管理のルールに合わせるための改正をお願いします。内容の変更というよりも表記の仕方とか備品の分類の整合性をとる改正です。

委員長

何かご質問がありましたらお願いします。

委員

附則についてですが、こういう書き方でいいのですか。

教育総務課長

「この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。」というのは、前回の附則の改正です。附則に改正履歴を付けていきますので、どんどん溜まっていきます。

委員長

それでは採決に入ります。第 8 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手) ありがとうございます。全員挙手です。よろしくお願いします。

教育長

先程の教育長報告で、新城東高校の件で誤解が生じるといけないので補足しますと、欠員が 31 あったというのは、決して新城東高校の教育の内容が云々という話ではなくて、むしろ新城東高校の教育は、私も体育大会とか進路の結果とか演劇部の様子とか見させていただいて大変立派な教育を推進していると思っております。したがって、欠員の原因は、生徒の絶対数とかが問題であって教育内容そのものの問題ではないと、認識しているという事を付け加えさせていただきます。

委員

複合選抜の問題点として問題にしていかなければいけません。

日程第 4 協議・報告事項

(1) 3 月定例市議会の概要について

委員長

それでは、日程第 4、協議・報告事項、(1) 3 月定例市議会の概要についてについて説明をお願いします。

教育部長

3 月定例市議会におきまして、代表質問で 2 名、一般質問で 2 名の方から教育に関わる質問がありました。

内容は、教育長報告のとおりです。3 月議会は、「予算大綱説明」で、市長が新年度の予算を説明します。それから、教育長から「教育方針」を説明し、それに対する質問が中心となります。

代表質問では、鈴木司郎議員から、予算大綱説明に関連しまして、「小学校の統合による新設校の建設は、再配置計画のモデルケースとなる」とは「どういう事かとか、あるいは、「跡地対策について」という質問を出されました。

教育方針に関しましては、3 つ出されまして、「新城教育の礎となる新城の三宝及び一人ひとりの子どもに光を当てる、教育の三多活動は、教育現場、家庭、地域に浸透しているか」とか、あるいは、「小学校再配置指針の動向と学校耐震補強工事の未着手

校の方向付について」、「新学習指導要領の移行により子ども教育の負担について、また負担対策について」という質問を出されました。

予算大綱説明に関連するものは、市長が答弁をしました。現在、山吉田小学校と黄柳野小学校が統合し、新設校建設に向けて動いていて、これについて、今後のモデルケースとはどういう事かという質問に対し、この両学区においては、新設校の準備会を立ち上げて長い期間議論を重ね来年度から校舎建設に取り掛かります。地域とともに再配置を考える。市の一方的な方向付ではなく地域の人達と一緒に考える事が一つのモデルケースだと、今後、作手地区、鳳来地区におきましても今後、地域と共に議論を積み重ねていくモデルケースだと答えました。

教育方針に対する質問は、新城の三宝だとか三多活動は現在学校に浸透していて、今後この流れを地域に浸透させより多くの市民の方に知っていただいて、深めていきたい。これを、地域総ぐるみで共育に取り組む気運を盛り上げていきたい。その布石として、地域・家庭に向けて学区内外の学校公開を進めるとともに、親子の読書を拡げていきたい。と答えました。

2番目の、学校再配置での再配置の動向と耐震未着手校の方向性については、鳳来海老地区では進みつつある。作手地区も市の考え方として、小学校を将来は1校とするが、当面2校体制でいきたい。と提案し現在地元でも組織の立ち上げを協議していくと説明しています。

耐震につきましては、新城小学校の屋内運動場を23年度に実施設計を行い、協和小学校の校舎、管理棟と教室棟、屋内運動場がありますが、管理棟と屋内運動場についてはIS値が低い状態ですが、再配置を速やかに進めるという事で、対応していきたいと答えました。

新学習指導要領についての、教育の負担あるいは、対策はどうかについてですが、既に2年前から、準備・研修を進め教材の準備を進めているものであり、スムーズにいく方向であると回答しました。

滝川健司議員も代表質問を出されましたが、こちらも同じような内容であります、「地域総ぐるみで教育に取り組める環境」という言葉を教育方針の中で使っているわけですが、その環境はどのような環境かとか、あるいは、「地域との共育」はホームページ以外での手法をもっと拡大・充実すべきではないかというような事で質問がありました。もう1点が学校再配置における市の考えるかたちをお伺いするという質問でした。

「共育」の関係では、近隣で子どもに声を掛けたり、地域の方が学校に立ち寄って授業に参加するなど、互いに顔が見えるように名前の分かる活動を仕組む事や学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる気運を盛り上げ、これを、共育の体制というかたちで整えていきたい。

小中学校のホームページはすでに充実しているわけですが、学校新聞・学校だより

を活用して、今現在ケーブルテレビでも学校の取材があり、つくしんぼうだよりで学校が放映されています。いろんなかたちで活用して充実していきたいという事で回答しました。

再配置につきましては、先程と同じですが、作手地区、鳳来地区、庭野小学校区について地元と協議を進めていくと答えています。

個人質問につきましては、前崎みち子議員から教育長方針についての「学校・家庭・地域との共育の拡大」と「新城市で学ぶ子どもが健やかにたくましく育つよう地域総ぐるみで取り組める環境を整える」とあるけれども、「地域総ぐるみで取り組める環境」とはどのような環境かとか、具体的な行動計画をお伺いしますという質問がありました。

これにつきましては、先程と同様、新城の三宝、三多活動を充実させていきたい、学校公開についても、全学校に広げて、地域の方々他の学区の方に参観・参加を呼び掛けて子ども達の学習の素顔を見ていただきたいというかたちで進めていきたい。

それと関連しまして、交流学习で特別支援学校のこの地域にいる子ども、豊橋・豊川の養護学校に通学している子どもが地域との繋がりをつくっていききたいとの質問がありました。

これについては、既に新城市は、交流学习というかたちで取り組んでいると言う事で、豊川養護学校との事例も説明し、先進的に進めていると答えました。

鈴木達雄議員からは、「薬物乱用の取組み」「共育の関係でふるさと先生」の質問がありました。

薬物乱用の取組みについては、市の所管が多岐に渡っておりまして、直接の所管は愛知県で、保健所の関係で答えています。学校関連の取組みとしては、道德教育・保健体育の授業の中で新城ライオンズとか警察・保健所・病院の先生方に出前講座をお願いして対応していると答えています。それに対してもっと広げたらどうかということがありました。既に青少年問題協議会とか小中高校の生徒指導連絡協議会とか組織がありまして、一番大きな組織は、社会を明るくする運動で青少年の非行被害の防止に取り組運動で、保護司の方とか高校、社会福祉協議会、更生保護婦人会とかいろんなかたちで取り組んでいると答弁しました。

「共育」のふるさと先生の関係は、地域や外の人に期待するものは何かとか、ふるさと先生を幅広く市民から募集したり登録して拡充したらどうかとか広く奨励していったらどうかという質問をだされました。

今までと同様で、地域に色々な経験をもっている方々がみえるので、こういった方々に学校に入ってもらう事で子どもの質を高めていきたい。ふるさと先生と言っておりますが、講師としては、学校によって名称が違いますが色々な人がいますので、これをよその学校にいけるような、横の繋がりも広げていきたい。と答えました。

関連しまして、駅前の情報センターのパソコンを図書館に活用したらどうかという

質問がありました。以上です。

議題には、載せてありませんが、東日本大震災についてですが、3月18日に、新城市被災地域支援対策本部を市の部長以上で組織し設置しました。新城市でどう対応するか議論をしておるところです。大きくは、被災地に対する救援活動を人的・物的にどうするのか、消防隊は既に行って帰って来ました。水道課は給水車を持って行っております。医師は1人出向いております。今後は、看護師の対応が問題になって来ます。

物資については、愛知県が中心になって取りまとめているのですが、7つの物資が足りないと言う事でこの地域では、新城設楽山村振興事務所が中心となって取りまとめをしています。もう一つは、放射能も関係して、避難者の受入れの問題、新城で受ける対応をどうするか議論しています。

早く体制を整えて、市民の方がたに情報を流すよう進めております。日増しに状況が変わってきますので、その時その時に合った対応を整えるとともに、市民のみなさんに知らせていくのが大事だという事で進めておりますので報告します。

委員長

ありがとうございました。何かご質問がありましたらお願いします。

無いようですので次に移ります。

日程第4 協議・報告事項

(2) その他

委員長

日程第4、協議・報告事項(2)その他について説明をお願いします。

学校教育課長

卒業式には、色々ありがとうございました。昨年度の入学式から教育委員会からの臨席は「なし」というかたちにさせていただいております。資料でご覧いただいている物を学校でプリントにしてあるいは読み上げて、親御さんに伝えるようにという事と、教育委員会から掲示用の物を届けます。資料は小学校と中学校に届けるものです。お気付きの点がありましたら、明日学校教育課にお知らせいただければ、その文言を修正し学校に届けたいと思いますのでご協力をお願いします。

震災に関わりまして、中学校の修学旅行が5月にあります。すべて関東地方(東京)に行きますので、実施をするかどうか校長先生が悩んでいます。状況が日々変わりますので、各担当の校長先生と私の中で確認している事は次のような事です。

震災前に下見が済んでいるところもあるわけですが、春休みに下見を計画しているところは、予定通り下見をして来る。行ったところは、宿泊予定先が順調かどうか。多くの学校が企業に訪問する予定を立てていますので、その企業が受入れ可能なのかどうか下見をしてもらい、計画停電の影響がどの程度あるか、そうした事を総合的に

判断してもらい、安全に実施できるのであれば、実施。目的が達成できないとか、安全面に不安があるのであれば、勇気をもって変更等をしていただきます。

今現在、6校とも変更を決定しているところはありません。全て検討中という事でお願ひします。今後、相談する機会がありますのでよろしくお願ひします。

災害がありまして、すべての学校の朝礼で、校長先生の訓話あるいは、道徳等の授業をしてもらいました。かなり悲惨な情報がすべての局で流れたので、子ども達の心的な部分もあるので配慮してやってもらいました。合せて子ども達が義援金を始めた学校が18校園あります。

国からは、被災地から子どもが来た時には、基本的に受けなさいという指示を受けています。もし、あれば新城市として受けていきます。文部科学省から教員の派遣ができるかどうかの照会が来ております。学校が復興するのに教員がいるという事で、教育長との相談で教育委員さんのご了解をいただきたいと思いますが、もし、要請があれば基本的には協力をしていく方向で新城市教育委員会では答えていきたいと思ひます。ただ、現実問題として、求められた人材が出せるかどうか、小規模校もありますのでその学校から1人抜くわけにはいきませんので、要請状況に合わせて協力していこうと考えております。

東海地震が昔から言われているわけですので、今後の対応として、こちらで起きた時の再確認を含めて、3月29日に自主校長会議がありますので、私から当市が被災地になった場合どういう対応をするか危機管理の話をしてします。4月の校長会議では改めて話をします。敢えて臨時校長会議を開く予定は持っておりません。

修学旅行については、6校の校長先生は急きょ集まってもらったり、私と相談する事があると思ひます。何らかの決定があれば委員さん方にお知らせします。

委員長

ありがとございました。何かご質問ありますか。

無いようですので次に移ります。

2月の新城版こども園検討委員会の報告

委員長

資料の3月分が最後です。枠がだいたいできました。23年度の検討委員のメンバーはこのままで同じでいく予定です。総合政策部から教育委員会に幼児教育の部分について協力をいただきたいという要請がありました。一度こちらに来て説明をしてもらうよう依頼しましたところ日程を調整して説明に来てくれます。いよいよ幼児教育の部分に入って来ましたのでよろしくお願ひします。

教育総務課長

資料として「新城版こども園構想案」が付けてあります。またお目通しをいただきまして、何かご意見、お気付きの点がありましたら、月曜日の朝までに、私まで連絡

をいただければ、総合政策部まで伝えたいと思いますのでよろしく申し上げます。

もう一つ「平成23年度の定例教育委員会議の予定表」が資料として付けてあります。この表は基本的に、毎月第4木曜日で書いてあります。この日につきましては、全て会場が押さえてあります。また、その時々で次回の開催日を決定していただきます。参考にさせていただきたいと思います。

教育長

年度末でございますので、人事について報告させていただきます。市内の教職員人事につきましては、14日にお諮りいただいた内容で内示しました、市の職員人事ですが、18日に内示があり19日に新聞発表がありましたので御承知かと思いますが、教育委員会関係の幹部について報告します。今泉教育部長が勇退しその後任には夏目教育総務課長が、教育総務課長には村田文化課長が、文化課長には文化課の請井参事が、生涯学習課長は小石課長が、学校教育課長も小西課長が続投です、鈴木スポーツ課長が森林課長に転出し、後任には夏目生涯学習課の副課長が昇任します。

日程第5 その 他

委員長

日程第5、その他について何か有りましたらお願いします。

スポーツ課長

来年度のスポーツ課の委員さんに御来席をお願いする行事の関係ですが、去年途中から当番制でお願いしましたが、また23年度も資料のようにさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4月17日に春季スポーツ大会を開催し開会式が桜淵いこいの広場で行います。委員長さんと菅沼委員さんに来賓の案内を出させていただきました。来年度も当番制でお願いしたいという事でご了承をいただきたいと思います。

教育総務課長

委員さん方には3月31日に退職辞令の交付式があります。翌4月1日には、新年度の辞令交付式がありますのでよろしくお願ひします。4月1日は午前8時20分から体育館の第1会議室で教育員会の事務局の辞令交付式を行います。委員長さんと菅沼職務代理者さんにつきましては、役割がありますのでよろしくお願ひします。

委員

質問ですが、文化会館の使用料の件で、今まで文化会館を使って水墨画の教室を代金を取って生徒に教えていたわけですが、今回営利団体として使用料が今までの倍、納めるよう請求されたという事なのですが、今まで19年間この地域の文化のためにがんばってきたのに突然、営利団体だから使用料は2倍と言われると、一体自分はなんだったんだろうと淋しい思いがすると、具体的には、生徒の名前で申請すれば今までどおりでいいと言われたと言いますがこの辺は課長さんどうなっているのですか。

文化課長

この4月から施設の新料金になるわけですが、必要経費、例えば原材料費とか必要なものは正規の料金なのですが、月謝をもらっている事になりますと、月謝は個人の収入に入りますので、営利という事に見なさざるを得ないという事で、サービスセンターと話しました。3,000円の月謝は通常で言いますと、材料費だけで3,000円掛るという事を証明していただければいいのですが、3,000円のうち1,000円が材料費で、2,000円は講師料というかたちになると、やはり、それは、営利として見なさざるを得ないという事でサービスセンターは、2倍にしたと思います。

委員

今まで良くて、変わった主な理由は何ですか。何でそうなったのですか。

文化課長

今までは、不明確な点があったと思います。市としても文化協会で市民文化の普及というかたちでこれまでと同様に捉えてきたと思います。教える講師の月謝も含めて取る団体も他にもあります。そうした線引きが今までなかったのを今回使用料の改正に合わせて、正式に線引きをしようという事で、この4月からそういうようにしようと話をしました。

委員

それは、文化協会の方にちゃんと説明がいつていますか。

文化課長

文化協会には話をしてあります。

教室個人としての申込みですので、市民文化の発展・普及というかたちで、文化協会として申込みをしていただければそのままの額で行けると話してあります。「文化協会の事業として」です。

委員

お茶の会も随分お金が掛って、要するにそういう事なら止めようというふうになっていってしまう傾向にあるのではないかと思います。

文化課長

今までと比較すると、使用料が上がるという事ですが、個人として月謝をもらいながら、文化会館を使う事になりますと、自分の家を使ってそういう事を行っている方もみえますので、不公平感が出てきますので。

委員

個人でやる場合は分かりますが。

文化課長

文化協会としてやる事業でしたら、そのままです。

委員

分かりました。

教育長

文化振興の活動としてやり、謝礼は講師に払うので、会費の中から謝礼を払うという事であれば、市民文化の普及という活動になると思います。商売として月謝を取っていると営利団体とみなす。微妙なところですが、会としての活動で謝礼を払うのはいいわけですね。

文化課長

たとえば、講演会をするのでも謝礼を払いますけれども、それを家でやってもそれはできる、文化会館でやっても同じ事ができるとすると、個人でやれば、それは塾と同じような捉え方をせざるを得ないです。

教育長

その判定はどこでやるのですか。

文化課長

文化協会で判断します。文化協会に加入団体になっている団体で市民文化の普及として捉えましょうという事で、文化協会からの申請であれば、そのままです。

委員

その辺が徹底してない感じがします。こういう地域の中で、文化のためにボランティア的にやってきている人達を営利団体とみなす事自体が非常に問題ではないかと思います。いろいろな物を売りにくる団体と書道やお茶を教えているのと同じ評価を下すのは、新城市の文化に対する認識が低いという感じがしました。

文化事業の一環として、新城文化協会の一つの取組みとしてやっているという事で申請すればいいのですか。

文化課長

はい。

委員長

例えば、習字ですと月謝が大人の方は結構高いです。そういう方は営利事業に成るわけですね。私はピアノを教えています、文化会館で発表会をしますが、使用料は安くしてもらおうとは思いません。私の感覚としましては、人様にものを教えてお金をもらって場所を借りて発表会をするならお金を払うのは当然だと考えます。文化会館の中で習字を教える方が安く教えている方が、家で教えられないのは何かなと思います。

委員

だから、考え方が全然違うのです。あなたの場合は、自分の生活を支えるというか、新城には文化協会があって、新城の文化全体を発展させようという団体だから、自分が儲けているとか、そういう事ではなしに、いろいろな人が集まって、文化会館があるのだから多くの市民に安く文化を広めていこうという趣旨でやっている、そういう人達に、今まで良かったのが、急に営利団体としてみなしますというと、今までと今

後とどう違うのか、新城の文化の発展のためにやってきた文化協会が営利団体になってしまうのか、お金を集めればいけないという事であれば、まったくのボランティアというわけにもいかないだろうし、今の説明のように文化協会の一団体の事業としてやるならそれはいいと思います。あくまで個人でやるのは当然だと思いますが、ちょっと趣旨が違うと思います。

教育長

今、文化協会の活動の中で2種類あるという事ですか。営利団体としての活動といわゆる協会の活動と。

文化課長

2種類はありません。

教育長

文化協会の活動は、文化協会の活動で1本ですね。水墨画はどうして違うのですか。

文化課長

個人の会が、水墨画教室としてやっているのですから。

教育長

協会の活動ではないのですか。

文化課長

そうです。もちろん、同じ協会の活動だと思ってやっている方もみえると思いますが。市の文化協会がその講座を、文化協会の事業として認知してやっているものと少し違うと思います。例えば、美術でも絵画教室をやっています。美術部会も文化協会に入っている先生が個人的にその会場を借りて、実費とちょっとした謝礼を取っているという事になれば、実費代と自分の手当を両方取っている事になりますので、こうした場合には、当然営利団体とみなさざるを得ない。

委員

当然の疑問としては、今まで良かったものが、今年度、急にそうなったのはなぜかという事です。今まで営利団体でなかったのを、今年度からは営利団体としてみなすと変わったという事ですか。今まで営利団体でなかったのを営利団体とみなす。そのところをきちっと説明しないといけないと思います。教える方は、地域に対する貢献の気持ちでやってきたのに急に営利団体と言われて非常に残念がっていました。

会場費を倍にする理由として、営利団体だからと言われたというのですが。

文化課長

サービスセンターの説明が足りなかったと思いますが、月謝を取って原材料費を外しても、自分の収入が残り、定期的で開催しているのであれば、その場を借りて「自分の業」としてやっているという事で倍の対象になります。

委員

それを、今年度、市の文化課で決めたのですか。

文化課長

文化課とサービスセンターで協議して決めました。

スポーツ課長

スポーツ団体も調べる必要があるのかと思いました。分館で柔道・少林寺拳法・日本拳法をしていて、個人ではなくて体育協会に入って下部組織として、柔道連盟の名前でやっていますが、たぶん会費等を取っていると思います。教育委員会の中で合わせるためには、スポーツ団体も調べる必要があるのかと思いました。今回の使用料の改正は、基準を財政課が作ったものですから、「市外は1.5倍、営利は2倍」という規定が全ての公共施設にあります。

文化課長

会費が、講師の方のボランティアでやって、会の運営のためにもらうものなのか、会費と言っても必要経費だけ落として残りは個人に入るのでは、捉え方が全然違いますので。

教育長

いくばくかの謝礼は、社会通念として当然でしょう。儲けるためにやるのと違うと思います。

教育部長

文化会館だけでなく、ちさと館でもそうですが、線引きするのが難しくていつの間にか利用する人から使用料が取れない状況になりました。基本的に、どこの施設でも維持費くらいは利用した人に負担してもらおうという考え方で進んできました。減免の問題も絡んできます。地域の組織の活動と一般の営利の活動とどう線引きをするのか運用で難しいところがあります。昨年9月に議会を通りまして、極力周知をするという事で来ていますが、この問題が出てきたと思います。運用で今までの流れと今回変えましたので、違いが出てきます。こういった議論の中で不都合は見直す必要があります。基本的には、利用者が最低限は負担していただくという理論の中で動いてきたものです。

教育長

営利の解釈として、金額的な裁判例はないのですか。

教育総務課長

営利の定義をするのは、非常に難しいと思います。公の部分で、文化振興・スポーツ振興の大切な部分と金儲けの部分のどこで線を引くのか。理論上線を引いても、それをどう判断するのか非常に難しい部分があります。判断材料の一つとして、新城市には文化振興の中心となる文化協会の組織があるものですから、そこに関連する活動については、営利ではなく純粹に文化振興の活動をしている事業と、判断基準を文化協会の事業にもとめて、当面は運用をしていけば問題は少なくなると思います。今後いろいろな案件が出て来ると思いますので、それを見ながら運用を変えていくのが今

後の課題となると思います。

教育長

金額的なものがあるかと思うのですが、その事を生業にしていれば、営利だと思われども、その事によって自分の生活を犠牲にしながら奉仕する部分が高ければ、これは営利ではないと思います。いくばくかの謝礼を出す事は当然の事なのでそれを儲けとするのは、おかしいと思います。いくばくかをどの程度に判断するか、別途基準がいますと思います。その辺がごちゃごちゃになっていると思います。

委員

文化に対する評価という問題でいえば、文化協会に所属しているか、いないかが大きな一つの基準にはなると思います。全く個人でやるのと文化協会に入っている文化の一貫としてやるのは違うので。営利団体と言われた精神的ショックがあって、新城の文化のためにがんばってきた人達全体に対しショックを与えることではないかと思い教育委員会で根本から議論しなければいけないと思い問題を提起しました。

教育部長

500円以上上がるものについては、激変の緩和で2割ずつ上げる措置をとります。実際にこれから運用に入っていきますので、改善は必要かと思しますので、問題ができましたら議論をお願いし改善して進めていきたいと思います。

委員

私が言っているのは、この4月から制度が変わるから、早急に一定のきちっとした見解を出して、諸団体の指導者の人達が止めてしまわないように、きっちと説明をしていかないといけないと思います。市の行政がいったい「新城の文化」をどう把握しているのか、文化は育てていかなければいけないと思います。いずれにしても、一度に2倍にするやり方は不親切だと思います。

文化課長

一度サービスセンターに、月謝としていただいていると言われたのか参加費として原材料費として話があったのか調べます。

教育長

通常文化団体等は、会費として集めて会員がその中から講師に謝礼として支払うというかたちですね。珠算とかおけいこ塾などの営利団体は、月謝として先生にそのままお礼を払う。その収益の中で先生が塾経営をしているので、組織全体の仕組みがどうなっているかという事も考慮する必要があるのではないかと思います。

文化課長

市の文化協会活動の中で講師に対して謝礼を払ってもらうのなら、問題はないと思います。個人で申し込んで個人が月謝をとるという事であれば、会場を使って教室を開いている事になり営利になると思います。

委員長

人と人との事ですので、分かり易く、やさしく、説明をお願いします。

委員長

次回の定例会は、予定では4月28日木曜日午後2時30分からとなっておりますが如何でしょうか。それでは2時30分から定例会を開催します。また、午後1時30分から研修会を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

長時間お疲れさまでした。

以上で3月の定例教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

委員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記